

議長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第4号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 それでは議長の許可を頂きましたので、受付番号第4号、質問議員、第5番 田代実です。よろしくお願います。件名 富士山溶岩流で宮下水源全壊のとき、飲料水は確保されるのか。

令和4年度松田町上水道事業会計当初予算で、酒匂川と川音川合流地点にある宮下水源に、水害対策(建屋防水)工事として2,450万円が計上されました。一方、富士山火山防災対策協議会は17年ぶりのハザードマップ改定で、噴火による溶岩流は鮎沢川から酒匂川をゆっくり流れて、松田町に7日後から57日後に到達する可能性があるとのことです。そこで次のことについて町長のお考えを伺います。

(1) 松田町地域防災計画での飲料水に関する位置づけ。

(2) 酒匂川水系における溶岩流被害に対する飲料水への影響。

(3) 宮下水源が溶岩流による火砕被害、押し流されてくる溶岩流により倒壊などによって全壊したときの飲料水の確保。

以上、3点について回答をお願いいたします。

町 長 田代議員の御質問に順次お答えを申し上げます。令和3年度に山梨県、静岡県、神奈川県、神奈川県の3県等で作る富士山火山防災対策協議会は、17年ぶりにハザードマップを改定いたしました。新たなマップでは最大規模の噴火の場合、溶岩流が松田町に7日後から57日間の間に到達する可能性が示されております。火山災害は予兆から噴火まで長時間となる場合や、噴火に至らない場合も想定されます。また噴火後、数時間で鎮静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できず、普通の災害と異なり不確実性を有しているものでもございます。このため、国や県などで作る富士山火山防災対策協議

会は、広域避難計画の策定完了を1年延長し、令和4年度末としておりますので、町はこれを受けた上で、より具体的な避難計画の策定を予定をしております。

それでは1つ目の御質問にお答えを申し上げます。松田町地域防災計画での飲料水の位置づけにつきましては、同計画第2章10にライフラインの確保、第3章11にライフライン応急対策の項目の中に記載され、飲料水は我々が生きていく中で最も重要なものの一つとして位置づけております。ライフラインの確保につきましては、災害予防対策について定めており、上水道の給水対策として水源地や配水池などの施設整備、応援協力体制の整備、町民への広報活動、非常用飲料水貯水槽の利用などを記載しております。またライフライン応急対策については、緊急の給水要領について定めており、応急飲料水の確保、被災者への供給、保有する資材・機材の整備、広域的な連携の強化、給水体制の確立など、被災地の対処を明記しております。

自然災害等が発生した場合の飲料水の確保については、非常用飲料水貯水タンクの設置場所や、地域集会施設などに給水タンクを設置し、臨時の給水所等を開設して、町民の方々に飲料水の配布を行います。現在、1日の最大取水量は、町内6水源から8,557立方メートルの取水能力を有し、各配水池には合計4,970立方メートルを貯水しております。また非常用飲料水貯水槽は、松田中学校グラウンドに30立方メートル、役場駐車場に40立方メートル、松田小学校に今回新たに40立方メートルの3か所に設置し、合計110立方メートルを貯水しております。配水池非常用飲料水貯水槽の飲料水との合計5,000トンで、80立方メートルに対し、1日1人当たり飲料水3リットルを基準として算定いたしますと、松田町の全人口、5月の1日現在になりますけれども、1万564人に対して考えた場合には、

約160日分の飲料水を補給することが可能となっております。

続いて2つ目の御質問にお答えをいたします。松田地区の水は深井戸からくみ上げた地下水を取水しております。溶岩流は酒匂川沿いに流れてくると考えられていますが、宮下水源では深さ120メートルと50メートルの2か所から地下水をくみ上げており、時間をかけて地層の中を通ってきた水でありますので、衛生上安全であると地下水を調査している委託業者から伺っております。さらに地下水につきましては、足柄上地区地下水保全計画により、地下水の現況を毎月把握しております。水質の分析につきましては年2回行っており、有事の際には別途分析を委託し、飲料水の安全の確保を行った上で利用してまいることとなります。

続いて3つ目の御質問にお答えをいたします。富士山火山防災対策協議会の災害規模の溶岩流下のシミュレーション想定では、溶岩流は6日と4時間後に酒匂川沿いに流下し、庶子地区から神山地区の県道712号線まで東に進み、大井町との境界までは30日と20時間かけてゆっくりと進行します。酒匂川に流れた溶岩は、J R 御殿場線から北へ向かい、東名高速の位置までゆっくりと進行します。ちなみに松田町役場は41日と15時間で溶岩流下に覆われます。御質問のように、宮下水源まで溶岩が流下したと仮定した場合、宮下水源は約30日前後で溶岩下に覆われるものと想定されております。

松田地区には宮下水源と中河原水源のともに深井戸からくみ上げている2つの水源があり、このうち中河原水源については、富士山ハザードマップの最大想定でも溶岩流が到達しないこととなっております。溶岩により宮下水源が使用不可能となった場合でも、中河原水源の取水能力が1日約3,900立方メートルであるため、1世帯1日当たりの生活用水の給水量基準を十分に確保することができると考えております。溶岩流の流下の状況や降灰による断水な

ど、非常事態が発生した場合は、開設する臨時の給水所を逐次安全な場所に移動させ、常時給水所を確保いたします。そのほか、避難所用飲料水として、ペットボトル飲料水を500ミリリットル換算で10,536本、約5トンを保有しておりますので、583人に対し3日分の補給ができます。

また災害時の協力体制としては、日本水道協会と応急給水、応急復旧を自治体相互に援助する覚書を交わしており、そのほか神奈川県や千葉県横芝光町との防災協定や、秦野市、中井町及び大井町との1市3町の協定、県西地域広域市町村圏との協定を結ぶなど、災害時の飲料水及びその供給のための必要な資材の供給等を行うことになっておりますので、町外からの支援体制も確保しております。さらに県へ給水及び給水に関する支援を依頼し、県保有の給水車支援や自衛隊の給水民生支援など、多様な手段を確保することとなります。今後も大規模災害においても、町内外からの給水の確保することにより、町民の方が安全・安心に暮らしが送れるよう引き続き対応してまいります。以上でございます。

5 番 田 代 丁寧な回答、ありがとうございます。初めに私がこの質問を考えたのは、富士山の大噴火、1707年、宝永噴火以来300年以上経過しております。まだ私たちの時代では大丈夫じゃないんだろうかという考えも私の中でも一部あります。しかしながら災害は忘れたころにやってくるということです。近年の実例では2014年、8年前の御岳山の大噴火による大きな噴石で、死者・行方不明63人になっております。また1990年から95年の雲仙普賢岳噴火では、44の方が火砕流の犠牲になっております。さらに34年ほど遡ります。1986年、昭和61年、伊豆大島三原山の大噴火による溶岩流被害、このとき大島の町民は約1万人、島外への避難ということは、皆様にもはっきり記憶に残っていると思います。このときはまさに溶岩流による大

被害でした。このようなことから非常に危機感を持たなければいけないのかなと。いつかは来る、そのために最低限どれだけの計画を立てておくのかということで、まず1点目の地域防災計画の位置づけ。これについて質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁であったとおり、こちらの防災地域計画書ですか、松田町地域防災計画、この中の34ページですね。10としてライフラインの確保、それと75ページ、11番、ライフライン応急対策ということで、町民の命を守る飲料水について、はっきり記載があります。ここでもし防災計画、見られていたら、確認をしていただきたいと思います。それに基づいて質問します。

75ページのライフライン応急対策、この(1)番です。(1)その1番、①として、被災者に対する飲料水の供給は町長が行いますと、このように記載されてます。何を行うのかということで、②といたしまして、対象者及び給水量。災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染または枯渇したため、飲料水が得られない方に1日1人3リッターを供給するものとしますと。この3リッターについては、先ほど回答3番であったとおり、積算根拠もしっかりされていて、役場の地下の貯水槽、松田中学、松田小学校ですか、その貯水槽を確保すれば、このように1人1日3リッターを確保できるという回答で、しっかりとこの辺は計画と今の質問がリンクしてるのかなと感じます。

次に応急飲料水の供給方法、これについて少しやり取りをさせていただきます。(1)の給水対策のその後の③です。応急飲料水の供給方法。このアです。応急飲料水の確保。沢水、河川水及び井戸水等をろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲料水を確保しますと。次がイとして、地震対策用応急飲料水と、かねて設置してあるプールの水。常に満水にしておき、応急給水及びろ過に

よる応急飲料水のために確保します。次にウです。町内の井戸のうち、水質・水量等を考慮して、飲料水として適当と判断されるものは、災害時の飲料水及び防火用水として指定しますと。最後にエです。長期保存可能なペットボトルにより飲料水を確保しますと、この4点が記載されています。

その中で、ここでちょっと議論をさせていただきたいと思います。アです。沢水、河川水及び井戸水等をろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲料水を確保しますとなっております。これ、初めの初動の段階で、ここまで町の防災本部のほうで、町長の指揮によってできるのかなっていうことを感じます。実際問題、職員が120人ぐらいだと思うんですけども、その中で災害が起きてすぐ参集できる職員、これが何人いられるのかな。また消防団員、お手伝いいただけると思うんですけど、直営で行うときには、この職員と消防団員あたりが初期の応急措置だと思います。そのときにこの仕事をできるのかなというふうに感じます。この点について、まず1点質問です。

次にイとエはそのとおりだと思います。町でやるべき仕事だと思うんですけど、ウです。町内の井戸のうち、水質・水量を考慮して、飲料水として適当と判断されるものは、災害時の飲料水及び防火用水として指定しますとなっておりますけれども、これも指定して水を確保するために町長の命令で動くんですけども、この関係については、私、今回の富士山のこの大噴火というテーマがありますので、よい機会なんでね、この辺は見直しをする必要があるんじゃないかと。実態として、初動体制ではこれは無理なんではないかと。もう少しして落ち着いたときには、ある程度町長の指示で行うと。イと今のアとエについては自主防災組織、これに委ねて町がバックアップするべきなのかなと考えますが、この辺は町長、いかがでし

ようか。

町長 ここに書かれてるようにですね、大切なのは基本的にいろんな施設が使えなくなって、水の供給ができなかった場合のことを前提にここには書かれているわけでありまして、応急飲料水の供給ということで、普通に飲める水がにっちもさっちもなかった場合には、こういうふうな対応をして水を確保するというふうなことを書かれているわけだと私は認識しております。ですので、初動といった位置づけでの物事の考え方からしてですね、もう初動の段階からほかの一般的なさっきに言った、ペットボトルであったりだとか、貯水槽の水がもう使えないとかいう話になったときには、わらをもつかむ思いでこういった水を利用させていただく。そういったことでのここには記載をされてるというふうに認識していますので、初動ということを経験した場合は水の使い方については、また別途今言われてるような格好で、適応してない内容があるとすればですね、そういったもののカテゴリー的に分けて、この水の供給体制をまた、ある意味この計画をもとにしたアクションプランみたいな、こういうことを作る必要があるかなというふうには感じております。以上です。

5 番 田 代 総論として、今の町長のお答えでよろしいかなと思います。しかしながら新しい…これは平成元年に策定したもので、今回新しい課題として富士山の大噴火ということで対応しなければいけない問題、そのように考えます。したがって、ここの中でも冒頭、計画については令和4年度末までに富士山火山防災対策協議会が避難計画の作成を完了するということになっております。ですから令和5年3月31日、かなりの精度のものが上がってくると思います。それ以降にこれを受けて具体的な避難計画の策定を予定しておりますというふうになっておりますので、今の私が申し上げた初めの

初動では、アとウについては非常に難しいということで、今町長のお話のあったアクションプラン、そういったもので、もとにあるものを若干変えていただいて、詳細計画については実態に合ったことをお願いしたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

町長 おっしゃられてるとおりになるんじゃないかなと思います。この計画を本当に見るとですね、やはりほかの計画と一緒に、総合計画もそうですけど、実際この計画をもとに、どういった格好でやっぱり動いていくのか。時系列的にやっぱり考えなきゃいけないことがありますので、今後はその計画を基にですね、より具体的な町民目線の計画にしていくことになろうかというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 はい、御回答ありがとうございます。その際にもう一方の34ページ、ライフラインの確保ということで、飲料水対策、給水対策について示されております。ここについては上水道、主に書いてあって、井戸水の利用という2点が頭出ししてありますけれども。私、いざとなったときには沢の水、75ページのほうでは沢水ということで入っております。位置づけとして、この地域計画のやはり柱になるものなんで、沢水ということはこの34ページに位置づけしていただくと。松田山、要するに惣領と庶子地区の後ろに抱えている松田山。ここには大きい沢で河南沢、それと山北境の大沢、ここの水量というのはかなり豊富です。それとあと、水量は若干今の沢よりも少なくなりますけれども、恐らく10本以上の沢があります。この沢の水を使って、先ほど私が投げかけた、ろ過して飲料水にすると。そのようなことをある程度、この大きなプラン、計画の中に位置づけて、その具体的なものはアクションプランで示していただければいいのかなと。特に防災訓練ですよ。このように富士山の話とか、あとは浸水の話だとか、ハザードマップもできて、宮下水源で水を

守ろうという中で、もしものときのことの初期の段階では、やはり町民の水を確保するためには、沢水の利用と。それには、防災訓練いつもやっていますよね。そのときに、ある程度防災訓練でそういった目線で、沢水を利用して、それでろ過をして水を使うと。このようなことを担当課長に提案しますけれども、お考えいかがでしょうか。

総務課長 御意見ありがとうございます。今おっしゃられたように、まず初めに防災計画のほうのこのライフラインの確保のほうにつきましましては、先ほど町長も申し上げましたとおり、これを受けてアクションプラン的なものを作りますので、その中で沢水等の内容等についても検討しながら、位置づけられるものは位置づけていきたいという形で考えております。

それからですね、沢水等を使った防災訓練等はどうかというお話の中で、防災訓練のそれぞれテーマを決めながらですね、今年はそのようなこともひとつやれたらやっていきたいなという形では考えておるんですが、今後ちょっとこれから防災訓練の内容等についても計画していきますので、その中で検討等させていただければと思います。以上です。

町長 今回の補足になりますけれども、全てが前提があつてのことなんですね。ここに書かれてるのは、一応一つ一つに対しては、風災害であったり土砂災害であったり、あとは地震であったりっていう。富士山についてはそんなに詳しく実はこの中には盛り込まれてない。先ほど冒頭でおっしゃられたように、まだそのときには、この策定したときには、そこまでの危機感がなかったような状態でありますので、沢水、沢水って言っても、富士山が噴火して灰が落ちてきたりとかしてるときに、沢水が使えるかという、果たしてどうかということもありますし。土砂災害だとかそういったときの沢水は絶対

使えないと。ただ、単なる地震が起きたときはひよっとしたら使えるというような、ケース・バイ・ケースの前提の中で、それをきちっとした策定とか想定をした中から、地域の方々と、じゃあ今回はこれになったときにはこういうふうにしましょうとかっていうふうなことが多分必要になってくるのではなかろうかというふうに考えてますので、この計画にはそういった、富士山の火山についてのときにこうなりますというのは、特殊災害のときという形でしかちょっと書かれてないので、本当にそれ、御指摘頂いたようなことも含めて、かなりこれをさらにもっと改定もしなきゃいけないかなというように考えています。以上です。

5 番 田 代 私の質問書の中には溶岩流、これを主について書かせていただきました。私自身、数字が300字以内ということであったんで、火山灰についてはここでは省略をさせていただきました。今、町長からお話のあったとおり、火山灰。松田山で私の体験から申し上げますと、私の畑が150メートルのところにあります。そこは30センチ掘るとその下が火山灰で、大体20センチから30センチ、ずっと積もってます。今、町長のお話のように、沢が火山灰で使えないかもしれないというふうなお話ありました。私もそういう懸念はしてます。しかしながら、あとほかのところの私の畑が250メートルとか100メートル前後のところであるんですけども、そこにはないんですね。そうすると多分東側、富士山山頂から東側が噴火して、細長い感じで風に乗ってきてるのかなという。ですから、そういったことで、沢が全滅っていうこともないと思います。ただ、私は防災訓練でろ水器、城山地区はろ水器使ってみんなにやってもらってます。いざというときに富士山の大噴火も含めて、それ以外にもいろんな災害が含まれて、やはりろ水器を絶えず動かして、機械が動く。それとそこに住むの方がその操作方法を知ってるというふうな考えの

中で、先ほど関係者と話し合っただけとありましたのでね、飲料水…ごめんなさい、自治会連絡協議会ですか、イコール自主防災会長になると思いますので、そういったときにろ水器の取り扱い、これを広めていただきたいと思います、課長、いかがでしょうか。

総務課長 自主防災会の前に防災会議というのが、自治会長の中で7名選出しての会議がございますので、そちらの中でですね、防災意見交換会というのをやっておりますので、その中でも防災訓練のお話であったりとか、そういうふうなお話があったということの中で、対応できるもの、もちろんそれぞれ各自治会のほうでもテーマにしたいこともございますので、その中で調整をしながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。今、町では自治会の地域担当職員ということで、行事があるごとに職員の方、派遣しております。私もこの間、地域の廃品回収あったんですけども、職員の方3名が来てお手伝いされてます。要はそういったことによって、役場の職員と地元の方の接点がかなり、この何年かで強くなってると思います。そういう中で担当職員の方と自主防災会の方が連携しながら、いざというときに役立つ訓練、こういったものを検討していただけるということで理解させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に2点目の質問に入らせていただきます。ここでは酒匂川水系の溶岩流被害に対する飲料水、この影響はどうなんだということで、回答では、特に宮下水源ですね。深さ120メートルと50メートル、この2か所から地下水をくみ上げていると。溶岩流が来てたとしても、結構深いところで、地下水、伏流水ですから、影響はないのではないかという回答になっております。私も多分、そうか、それだけメートルがあれば大丈夫かなという感じはしております。そ

ここで地下水の現況を毎月把握してますというふうになっております。これについて何をどの程度把握されているのか。宮下水源の地下水の、例えば1日当たりのポンプアップできる水量、これがある程度もう常時確保されてるから、溶岩流が来てもその水は確保できると。縦は別ですよ、下の水は確保できると。そういうことでよろしいのかどうかね。この辺について担当課長、少し説明をお願いいたします。

環境上下水道課長　今の件につきましては、議員がおっしゃったとおり、地下水の水位について毎月把握しております。以上です。

5 番 田 代　ボリューム的には1日どのくらいの水をポンプアップできる能力が今現在あるんでしょうか。お願いします。

環境上下水道課長　はい、すみません。宮下水源につきましては、1日3,600立米でございます。以上です。

5 番 田 代　ありがとうございます。3点目の質問で、1日…ごめんなさい、分かりました。3,600立米ということで理解させていただいて、この水は、汲み上げることができれば十分飲料水を確保できると、そのように理解させていただきます。

では、最後の(3)番の関係について、これがたまたま今回上水道事業会計で、浸水したときに2メートルまでは大丈夫だと、そのようなことで改修する予算が計上されました。一方で、今回、富士山火山防災対策協議会、これが今回3月に中間報告を行って、先ほどの答弁だと4年度の末、2年後の5月の、5年の3月までにしっかりしたものができるということです。現在、中間報告で示されたものが火口の数、それが、前回の計画では44か所だったものが252か所、約5倍に想定してます。次に噴出量、これについては7億立米から13億立米、約2倍以上です。それと、一番ポイントになるのが溶岩流の到達市町村。これについては、前回は山梨県と静岡、こ

れで12か所ぐらいの市町村に到達すると。今回、神奈川県が加わって15から27に増えました。そのような状況で、前回の17年前の計画と比べてかなりシビアな計画になっているようです。

ここでお尋ねしたいのが、特に神奈川県ですよね。神奈川県、そちらのほうの影響。新聞報道では、東京都の中央防災会議が東京都に約10センチぐらい、今のは火山灰ですね。火山灰が神奈川県から東京都のほうに向かって、東京では約最大10センチ程度の灰が予測されてます。このような中で、山北から松田辺りの上空をって東京のほうに行くと思うんですけど、今の計画では、この火山灰がどの程度来るとか、そういう情報は持っているのでしょうか。

総務課長 今回の議員の質問にお答えします。まず初め、火山灰の話でございます。今現在の防災対策協議会の火山灰、予想火山灰につきましては、宝永火山の降灰量、これは神奈川県だけじゃなくて、東京、神奈川、山梨、静岡で、全部の対象で約7億立米を見込んでおります。ただ、これは平成26年の防災マップの想定と現在は変わっていない状況でございます。そのときに東京も10センチという話の中で、今現在、神奈川県で単独でどうなのかというのは、そういう数字は出ておりませんが、平成26年時点がやはり東京も10センチ、神奈川県は30センチから50センチという形での記載でございます。以上でございます。

5 番 田 代 今回の計画についていろいろ調べてみますと、300年前の宝永噴火のときよりも、864年、紀元864年、貞観噴火と読んでいいのかなと思うんですけども、このときが一番大きい被害だったそうです。今回はその被害を、最悪の被害を想定して、今お話ししたように数もそのときの最悪のケースでうたっているそうです。そういったことですので、結構こういう問題って幅が広過ぎて難しいとは思いますが。しかしながら、今の火山灰ですよね。この辺については、溶岩

流はゆっくりゆっくり来るんですけど、火山灰は先ほどの話のように全体的に降ってきます。そのときに先ほどの話、水の問題もあります。そして、溶岩流が下りて来て、今度は川沿いにこの泥流というんですかね、火山灰の泥みみたいなやつが流れてくると。そういうことも想定されますので、可能な範囲で計画に入れていただければありがたいのかなと感じます。

その中でね、ちょっと1点気になったのが、その計画なんですけれども、去年の4月15日、全員協議会で、富士山のハザードマップの改定ということで、防災担当から全員協議会で示されました。そのときの概要の、担当課長、一番下の行です。行の上から2つ目かな。噴火の7日後から51日の間に溶岩流が到達する可能性があります。気になったのは、この後、「なお」で、火山灰の降灰、落ちてくる火山灰に関しては、従来と変化ありませんって出てるんですよ。ところが、今、私、先ほど申し上げたように、864年の大噴火、それを最悪の事態を想定して噴出量が7億立米から13億立米、それと噴火の数も5倍の252か所から噴くのではないかというふうに記録、新聞報道もされてますけれども、火山灰については従来と変化ありません。この辺がちょっと分からないんですけれども、御説明をお願いいたします。

総務課長 すみません、議員の質問に、先ほどの質問とちょっと重複してしまうところがあるかもしれませんが、要は、火山灰の予想については、今の対策協議会のほうでも数字はですね、前回の平成26年の富士山火山防災マップで採用した数字、要は宝永火山の降灰、7億立米を採用しております。ですから、去年、昨年全員協議会でお示ししました火山灰の降灰に関しては、従来と変化はありませんというのは、火山灰としては7億立米で変化はありませんということで、そういう形での表記をさせていただいているので、基本的に

は7億立米のままだよという形になります。以上です。

5 番 田 代 捉える時点が違っているということで理解させていただきます。その後には、最終的に報告書が固まったときに、それを考慮しながら地域防災計画を改定していくと、富士山火山編を入れるような感じで考えていくと、そのようなことでよろしいですね。はい。

最後の質問になりますけれども、冒頭、答えのあったとおり、富士山火山防災対策協議会、広域避難計画の作成完了を、本当は来年の3月だったんですけど、1年延長して令和4年度末までと、5月31日までに策定すると。町はこれを受けた上で具体的な避難計画を策定しますということで、これは一本筋が通っていると思います。

一方で、お隣の開成町も私と似たような富士山の噴火の質問をされる議員がいたので、おたくの町はどうかよということで、確認、ちょっと情報交換をさせていただきました。そのときには、開成町は、地域防災計画、富士山の大噴火とか溶岩流ですね、そのような中で吉田島地区が一番危ないというふうなことと…それは水害です。溶岩流については、開成町は低いですから全体的に危ないという位置づけをしています。去年の資料を頂いた、これですよ。これを見ると、松田町よりも開成町は大きく塗られています。開成町自体は、かなりこれに危機感を持ってられるようで、今年の3月ですか、最低限の位置づけをしようということで、まだ中間報告で確定はしてないんですけども、開成町の場合、どうするんだというふうなことで、地域防災計画の中に富士山火山防災対策編ということで、あくまでも概要ですね、ガイドラインを入れたというふうな話をされています。

これで最後に町長に確認させていただきたいんですけども、一つの手法で、2年後の3月まで待って、それを基に計画をつくって

いくと、具体的な計画をつくっていくという話なんですけれども、やはり少しずつ、一遍にはできないのでね、概要辺りを、もう今の中間報告辺りを基に、細かいのは構わないと思うんです。大筋だけはそういったことで地域計画に早い時期に作成していただくと。それで今度は、はっきりした計画が出たときには、今度はアクションプランですね。そういったものを行っていくということで、2段階で行っていただければよろしいのかなと思います、町長、いかがでしょうか。

町長 御質問ありがとうございます。御提案いただいたとおりにですね、今の現状で知り得る仮定、仮想をした中で、常にやっぱり対策をこういうふうにしていかなきゃいけないというのは、もう危機管理上当たり前のことだと思っております。ですので、その富士山火山のハザードマップができた時点で、我々としてはこの正式なですね、正式な形で出たときというふうに思っているところもあったのは、今回の御指摘の中でちょっと反省すべき点だなというふうに感じておりますので、担当課と想定できることを想定しながら、これに、正式な会議というよりも、これにガイドライン、ガイドラインというか、何ですかね、改定版としてじゃなくてですね、ここに盛り込んで、その後の具体的な、答弁に入れましたけど、より具体的なところにつなげてまいりたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 御答弁ありがとうございます。今、町長からも修正いただきましたとおり、一遍に取って計画をつくるより、やはり先ほどの話で、自治会長さんと話したりだとか、関係機関と話したことをボトムアップしながらね、ある程度時間をかけてガイドライン的なものを作っていただけというふうなお話ですので、ぜひそのようなことでお願いしたいと思います。

その件に関しては、いろいろもう少しかみ合わないかなと思っ
てね、時間を50分取ったんですけれども、今回、町の考えも理解で
きましたし、前向きに取り組んでいただけのことですので、
私の一般質問、15分余しますけれども、これで終わりにします。御
清聴ありがとうございました。

議

長 以上で受付番号第4号、田代実君の一般質問を終わります。